

**令和8年第2回姫路市議会定例会（未定稿）**

**令和8年6月12日（金）**

**○高見千咲議員（登壇）**

通告に基づき、2項目について質問させていただきます。

まず1項目め、部活動地域移行カツにおける日本版DBS対応の方針について伺います。

本年、令和8年12月25日より、子ども性暴力防止法が施行されます。この法律は、子どもと接する業務に就く人に対して性犯罪歴の有無を確認し、性暴力のおそれがある場合にはその業務に就かせない仕組み、いわゆる日本版DBSを導入するものです。これにより、学校や保育所などは法定義務対象となり、指導者等の性犯罪歴の確認が義務づけられます。

一方、義務ではないものの、国の認定により利用可能となる認定対象には、民間主導の学習塾やスポーツクラブなどが挙げられています。

本市におきましては、部活動の地域移行である姫カツが着実に進められておりますが、「姫カツクラブ」における日本版DBSの利用について、市としてどのように考えておられるか伺います。

また、民間事業者が実施する「姫カツ連携活動」につきましても、子どもたちが安心して活動できる環境を市が主導して担保するためには、日本版DBSの積極的な活用を促していくべきと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

2項目めは、スタディサプリ等のオンライン学習を活用した学習プラットフォームについて伺います。

私は2年前の本会議にて、メタバースをはじめとするデジタル技術を活用した教育について質問させていただきました。

その後、令和7年1月に姫路市学習プラットフォームが開始され、1年半が経過しようとしています。不登校児童生徒を含め、全ての子どもたちに多様な学びの場を提供するという意味において、このプラットフォームが構築されたことは大変意義深く、今後さらに広く活用されていくことを強く願うものです。

これらを踏まえ、以下3点お伺いいたします。

第1に、現在、本プラットフォームにはどのような機能があり、実際にどのように活用されているのか。

第2に、さらなる利用促進に向けて、現在どのような取組が行われているのか。

第3に、オンライン学習の「出席扱い」についてです。

他都市では、不登校や病気療養中の児童生徒に対し、一定の要件を満たしたオンラインでの自主学習を指導要録上の出席として扱うなど、子どもたちに寄り添った柔軟な対応が進んでいます。

本市において、スタディサプリ等を用いたオンラインでの学習時間は現在どのように扱われているのか伺います。

以上、子どもたちの安全な居場所づくりと多様な学びの保障の観点から、誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

**○西本真造議長**

角倉教育次長。

**○角倉 要教育次長（登壇）**

私からは、1項目め及び2項目めの3点目についてお答えいたします。

まず、1項目めについてでございますが、「姫カツクラブ」につきましては、子ども性暴力防止法に基づく認定対象に該当するため、同法施行後には一括で認定申請することとしており、性犯罪歴の確認への同意を指導者登録の必須要件としております。

次に、「姫カツ連携活動」につきましては、認定基準を満たしているかについて団体ごとの判断が必要であるため、現在、認定取得の周知を行っております。

認定基準を満たすにもかかわらず申請しない場合は、登録抹消等も含めた厳正な対応を検討してまいります。

さらに今年度、各クラブの様々な情報が確認できる学びのマッチングプラットフォームを構築し、加入の判断材料としていただくよう取り組んでまいります。

次に、2項目めの3点目についてでございますが、文部科学省の通知では、一定の要件を満たし、児童生徒の自立を助ける上で有効かつ適切であると学校長が判断する場合には、オンライン学習を指導要録上の出席扱いにできることが示されております。具体的な要件としましては、学校と保護者の連携・協力関係が十分に保たれていることや学校による対面指導が適切に行われていることなどが挙げられております。本市におきましてもこの通知に基づき、出席扱いとしている事例もございます。

以上でございます。

**○西本真造議長**

池田デジタル戦略本部副本部長。

**○池田康政デジタル戦略本部副本部長（登壇）**

私からは、2項目めの1点目及び2点目についてお答え

いたします。

まず、1点目についてでございます。

学習プラットフォームは、学びに関連する様々なコンテンツを通じて、子どもたち一人一人の学力や興味に応じた個別最適な学びをサポートするメタバース型の学びの空間でございます。中学生を対象としており、生徒は自身のアバターを操作しながら、学習コンテンツの利用や各種イベントに参加しております。

主な機能としまして学習機能と交流機能を備えており、学習機能として、オンライン学習サービスであるスタディサプリのほか、絵画や音楽制作、情報モラル学習などのコンテンツを提供しております。

また、交流機能として、オンラインでの英会話教室、不登校支援、思春期相談などを実施しているほか、海外の学生との交流会やスタディサプリの利用方法の説明会、市立高等学校の生徒による探究学習の成果発表会などのイベントを開催しております。

次に、2点目についてでございます。

学習プラットフォーム上でのスタディサプリの学習状況に応じて、コンテンツの利用料を上限に学習ポイントを付与しております。獲得した学習ポイントは各種ギフトや電子マネーに交換可能でございます。この取組により、生徒の学習意欲の向上や継続的な利用の促進、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

また、生徒の多様なニーズを把握するため、学習プラットフォーム内での意見交換会やアンケートを実施しております。

今後も、生徒の思いや意見を丁寧に聞き取りながら、学習コンテンツの追加やイベントの充実を図り、学習プラットフォームのさらなる利用促進に努めてまいります。

以上でございます。

#### ○西本真造議長

12番 高見千咲議員。

#### ○高見千咲議員

ご答弁ありがとうございます。

2項目めの3点目についてだけ、追加で質問させていただきたいんですけども。先ほどのご答弁の中でいただいた回答としては、オンライン学習、どの学校もされているんですけども。そのオンライン学習で、あと、学習時間を満たせば、その一定の要件、その中に対面指導という言葉もあったかと思うんですけども。その一定の要件を満

たせば在籍校での出席認定、そこに成績評価というところもついてくるのかもしれないんですけども。出席認定や成績評価の対象になるっていうふうな、こういう具体的な制度があるのかなというところなんですけれども。

こういった制度に関して、今実際に利用されている児童生徒もいらっしゃるということだったんですけども。この案内に関しては、誰がどの段階と言いますか、不登校にどのぐらいで、30日ちゃんと経過して不登校だとなった時点なのか、あるいはちょっと行き渋りが始まったという段階なのか。どういった段階で案内がされているのか。

また誰がというのがですね。本市においては不登校児童生徒支援相談員という方もいらっしゃると思うんですけども、この相談員の方からのアプローチなのか、それとも担任の先生なのか。

というのも、以前お伺いしたときにですね、この対面指導というのは担任の先生と行っていただくということだったんですけども。そうすると担任の先生ともし折り合いが悪かった場合どうなるかとかっていうところもちょっと懸念点になるのかなと思いますので。

この質問としましては、この具体的なこの制度案内の部分を、誰がどの段階で、本人、不登校児童生徒本人、あるいは保護者の方に案内しているのかっていうところを教えてくださいたいと思います。

#### ○西本真造議長

角倉教育次長。

#### ○角倉 要教育次長

お答えいたします。

不登校の実態におきましては一人一人状況が違うものですから、一定に何日を超えたら案内をすとか、そういうものが決まっている状況ではございません。

その状況に応じて、基本的には学校から担当の教員であるとか、教科の指導をしている教員等から、こういうシステムがあるんだけども活用してみますかというふうな案内をすることが実態であります。

また、対面指導におきましても、議員お示しのように、担任の教員との人間関係で悩んでいる場合などもございますから、その対面指導は必ずしも担任の教員である必要はございません。

以上でございます。

#### ○西本真造議長

12番 高見千咲議員。

○高見千咲議員

答弁ありがとうございます。

必ずしも対面ではないということ、またその場に応じて、その段階に応じて、随時対応してらっしゃるということは分かりました。

令和5年7月の事務連絡のほうで、文科省からの事務連絡の中で、支援の目標は登校だけではなく、本人が進路を主体的に捉えて、社会的自立をすることが目標であると。そのために、早期に多様な学びの場、ICT学習やフリースクール等も含めた多様な学びの場の情報を知っていることが必要不可欠であると。

それに加えてですね、児童生徒本人や保護者に対する積極的な情報提供、これが自治体に求められているというふうに私のほうで理解しております。

また、この不登校児童生徒に対してですね、学業の遅れや進路選択上の不利益っていうのができるだけ出ないようにっていうふうにも書かれているところになります。

この積極的な情報提供というところがやはり強く求められているというふうに思いますので、教育委員会としても、学校によって対応も変わってくるところなのかと、今のお話で思ったんですけども。

教育委員会のほうでも方針を定めたりですとか、あとはその情報提供、こういった学びの場がありますよと、在籍校でもこうやって認定することができますよっていうふうな案内があってもいいのではないかなというふうにも考えるんですけども、どういったふうにお考えでしょうか。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

このオンラインの学習であったり、あとは学校ではなくて教育支援教室というものを総合教育センターで開催しております。

また、学校のサポートルームの利用等についてはですね、委員会から校長会、担当者へ説明をしておりますので、学校から、もう本当に迅速な対応でそれを望む保護者には知らせております。

また、先ほど議員のご質問にもありました学習プラットフォームを使って、家からなかなか出にくいような子どもたちにもサポートするっていうことも実施してござい

て、これについてはスクリーンを通じて全家庭に発信をしております。

以上でございます。

○西本真造議長

以上で、高見千咲議員の質疑・質問を終了します。